

水大第 1426 号  
平成 26 年 10 月 14 日

経済産業大臣 小 淵 優 子 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

三菱日立パワーシステムズ高砂工場実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る  
環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見について

平成 26 年 5 月 7 日付けで三菱日立パワーシステムズ株式会社から送付のあった標記の環境影響評価準備書について、環境影響評価法第 20 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 13 の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は別紙のとおりである。

## 三菱日立パワーシステムズ高砂工場実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る 環境影響評価準備書に関する意見書

本事業は、より高効率のコンバインドサイクル発電設備を開発するため、既設の実証設備を更新（リプレース）し、1,650℃級次世代ガスタービンの実証試験運転を行うものであり、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量を低減する計画としている。

準備書では、自社技術を用いた最高技術レベルの低 NO<sub>x</sub> ガスタービン燃焼器及び高性能排煙脱硝装置の採用によるばい煙中の窒素酸化物の排出濃度及び排出量の低減や、空冷復水器の採用による温排水等の発生の回避など、各種の環境保全のための措置を講じることにより、環境影響を回避又は低減しており、実証設備の更新計画は適正であるとされている。

しかしながら、設備の供用に伴うばい煙中の窒素酸化物の排出濃度及び排出量の増加などによる生活環境への影響も考えられることから、事業の実施にあたっては、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施するとともに、専門家の指導及び助言を受け、実行可能なより良い技術の導入に努め、環境影響を低減させていく必要がある。また、次の点に留意をすること。

### 1 大気質

設備の供用に伴う窒素酸化物の排出濃度及び排出量が、既設の実証設備に比べ増加することから、低 NO<sub>x</sub> ガスタービン燃焼器及び高性能排煙脱硝装置等の装置の運転・維持管理を適切に実施するとともに、これら装置の継続的な改良を進め、さらなる低減に努めること。

### 2 騒音・低周波音

- (1) 工事の実施に伴う騒音について、道路交通騒音の現地調査結果が環境基準値を超過している地点がある他、建設機械の稼働に伴う予測結果が環境基準値と同値となる地点があるため、これらの地点で事後監視調査を行うとともに、必要に応じて工事関係車両台数の抑制や集中回避、建設作業の平準化などの環境保全措置を講じること。
- (2) 設備の供用に伴う騒音及び低周波音について、敷地外の地点も含め事後監視調査を行うとともに、住民からの苦情が発生した場合など必要に応じて環境保全措置を実施すること。

### 3 植物

- (1) 現地調査で確認されたトウネズミモチなど、「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）（2010）」に掲載されているすべての種について、地域の生態系に配慮してその除去等の対策を行うなど、専門家の助言及び指導を受け、長期的な視点から環境の保全を図ること。

- (2) 緑化計画について、生態系の保全、ヒートアイランド現象の緩和や温室効果ガスの吸収などの効果を踏まえ、可能な限り緑地の創出に努めるとともに、緑化に際しては専門家の助言及び指導を受け、地域の生態系に配慮した種を利用すること。

#### 4 景観

東播磨港港湾計画において高砂西港北側に住民等が利用する休息緑地が計画されていることから、この地点からの景観も考慮した上で、周辺環境との調和に十分配慮すること。

#### 5 産業廃棄物

発生する産業廃棄物の分別回収や有効利用に努めるとされているが、その主体及び方法を具体的に示すなど、事業者として適正処理を確実に実施すること。

#### 6 温室効果ガス

設備の供用に伴い二酸化炭素総排出量が現状よりも増加することから、再生可能エネルギー設備の導入など実行可能な環境保全措置を講じること。

#### 7 その他

- (1) 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）第30条に規定する事後監視調査を実施する必要があることから、環境影響評価指針（平成10年兵庫県告示第28号）に基づき事後監視調査計画を作成し、環境影響評価書に記載すること。
- (2) 事後監視調査の実施にあたっては、関係機関と協議を行うとともに、その結果を環境影響評価に関する条例に基づき公表すること。
- (3) 周辺環境の変化等により環境影響評価の予測の前提条件となる事項に大きな変化が生じた場合や、現時点で予測し得なかった影響が生じた場合は、状況に応じた適切な環境配慮を行うこと。
- (4) 事業の実施にあたり、工事着手前に周辺住民へ十分説明を行うとともに、住民からの要望及び苦情等がある場合は適切に対応すること。